

# 重要事項説明書

## (訪問看護)

利用者 : \_\_\_\_\_ 様

事業者 : 訪問看護 メロディナース

## 1 指定訪問看護事業者の概要

|         |  |
|---------|--|
| 法人名称    | 株式会社 メロディ                              |
| 代表者名    | 神田 郁美                                  |
| 所在地・連絡先 | 【住所】尼崎市大庄中通1丁目21番地<br>【電話】06-6430-5022 |
| 法人設立年月日 | 2007年7月10日                             |

## 2 サービス提供を実施する事業所の概要

### (1) 事業所の所在地等

|          |                |
|----------|----------------|
| 事業所名     | 訪問看護 メロディナース   |
| 所在地      | 尼崎市大庄中通1丁目21番地 |
| 連絡先      | 06-6430-2009   |
| 管 理 者 名  | 藤井 小春          |
| サービス種類   | 訪問看護           |
| 介護保険指定番号 | 2863090565号    |
| サービス提供地域 | 尼崎市            |

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

### (2) 事業の目的及び運営方針

#### 1) 目的

要介護・介護予防と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるよう、支援することを目的にサービスを提供します。

#### 2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを24時間体制で提供します。

訪問看護のサービス実施にあたりサービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重し地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

### 3) 営業日及び時間

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 営業日   | 月曜日から金曜日                |
| 営業時間  | 午前9:00～午後6:00           |
| 定 休 日 | 土曜日・日曜日・年末年始12月30日～1月3日 |

#### 4) 職員体制

|       | 資 格   | 常 勤 | 非常勤 | 計  |
|-------|-------|-----|-----|----|
| 管 理 者 | 看護師   | 1名  | 0名  | 1名 |
| 看 護 師 | 看護師   | 4名  | 2名  | 6名 |
| 准看護師  | 准看護師  | 0名  | 1名  | 1名 |
| 理学療法士 | 理学療法士 | 1名  | 1名  | 2名 |
| 作業療法士 |       | 0名  | 0名  | 0名 |
| 言語療法士 |       | 0名  | 0名  | 0名 |

### 3 サービスの利用方法

#### (1) サービスの利用開始

訪問看護計画及び予防訪問看護計画書作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

#### (2) サービスの終了

##### ① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに、文書でお申し出ください。

##### ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合、終了日の1ヶ月までに、文書で通知いたします。

##### ③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合

※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。

- ご利用者様が亡くなられた場合

##### ④ 契約解除

- 当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

## 4 サービス内容・留意事項

### (1) サービス内容

#### ① 療養上の世話

病状観察、身体の清潔の管理・援助、食事（栄養）指導、排泄管理・援助、ターミナルケア、精神的支援

#### ② 診療の補助

褥瘡の予防・処置、創傷処置、カテーテル管理、服薬管理、吸引、点滴注射、疼痛管理等医療処置

#### ③ リハビリテーション

#### ④ 家族等介護者支援

家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

#### ⑤ 多職種との連携

### (2) 留意事項

#### ① サービス提供にあたっては、複数の看護師が交替しサービスを提供します。 (※特定の看護師の指名はできません)

#### ② 訪問看護サービス提供時間はケアマネージャーが作成したケアプランに基づいて実施させて頂きますが、やむを得ず訪問の曜日や時間を変更させていただくことがあります。その場合は事業者から連絡いたします。

#### ③ 事故やトラブルを避けるため、下記事項のご要望はお断りさせて頂いております。

- ・利用者又は家族の金銭、預金通帳、証書等重要書類のお預かり
- ・利用者又は家族からの金銭等の授受
- ・利用者の同居家族に対するサービス提供
- ・利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ・利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- ・身体拘束等、利用者の行動を制限する行為  
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)

#### ④ 事業者がサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用ならびにその他の備品は利用者様のご負担となります。

#### ⑤ 看護師等に対し暴言・暴力等の行為があり、改善が困難と判断した場合、サービスを中止させて頂く場合があります。

#### ⑥ 地震・風雪水害などの自然災害発生、または警報が発令された場合には、サービスの提供を中止する場合があります。その場合は事業者から連絡します。

#### ⑦ ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。

#### ⑧ 訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合はサービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。

#### ⑨ ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

## 5 利用料金について

### (1) 1回あたりの利用料金

#### ○保健師・看護師による訪問の場合

|      | 20分未満 |       | 30分未満 |       | 30分以上 60分未満 |       | 60分以上 90分未満 |        |
|------|-------|-------|-------|-------|-------------|-------|-------------|--------|
|      | 要介護   | 要支援   | 要介護   | 要支援   | 要介護         | 要支援   | 要介護         | 要支援    |
| 単位数  | 314単位 | 303単位 | 471単位 | 451単位 | 823単位       | 794単位 | 1128単位      | 1090単位 |
| 基本料金 | 3360円 | 3242円 | 5040円 | 4826円 | 8806円       | 8496円 | 12070円      | 11663円 |

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

1単位=10.70

#### ○理学療法士等による訪問の場合

|      | 20分   |       | 40分 (20分×2) |         | 60分 (20分×3) |             |
|------|-------|-------|-------------|---------|-------------|-------------|
|      | 要介護   | 要支援   | 要介護         | 要支援     | 要介護         | 要支援         |
| 単位数  | 294単位 | 284単位 | 294×2単位     | 284×2単位 | 294×3×0.9単位 | 284×3×0.5単位 |
| 基本料金 | 3145円 | 3038円 | 6291円       | 6077円   | 8493円       | 4558円       |

※ただし次の基準のいずれかに該当する場合以下の通り減算します。

①前年度の理学療法士等の訪問回数が看護職員による訪問回数を超えていること

②緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと

理学療法士の訪問における基本報酬及び12月を超えた場合1回につき介護8単位、予防15単位減算

※1日に2回を超えて実施する場合は90/100(予防は50/100)単位となります。

- ① 平成30年8月1日から、一定所得のある第一号被保険者は2割もしくは3割負担になります。
- ② 事業所と同一敷地内に所在する建物内に所在する建物(メロディハウス・メロディハウス弐番館)に居住されている方は、該当単位数より10%減算となります。
- ③ 准看護師が訪問した場合は、単位数より10%減算となります。

### (2) サービスの加算料金

| 加算項目              |              | 単位     | 基本料金   |
|-------------------|--------------|--------|--------|
| 初回加算Ⅰ             |              | 350単位  | 3745円  |
| 初回加算Ⅱ             |              | 300単位  | 3210円  |
| 特別管理加算(Ⅰ)(1月につき)  |              | 500単位  | 5350円  |
| 特別管理加算(Ⅱ)(1月につき)  |              | 250単位  | 2675円  |
| 緊急時訪問看護加算1(1月につき) |              | 600単位  | 6420円  |
| ターミナルケア加算(死亡月)    |              | 2500単位 | 26750円 |
| 複数名訪問加算           | 所要時間30分未満の場合 | 254単位  | 2717円  |
|                   | 所要時間30分以上の場合 | 402単位  | 4301円  |
| 長時間訪問看護加算         |              | 300単位  | 3210円  |
| 退院時共同指導加算         |              | 600単位  | 6420円  |

※長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに1時間30分以上になる場合、1回につき300単位を所定単位数に加算します。

(3) 介護保険給付対象外サービス

① 介護保険サービス外でサービスを受けられる場合は以下の自費料金を頂きます。

(介護保険ケアプラン外、緊急時対応以外等)

|   | ケア項目                 | 基本単価      | 平日<br>深夜帯<br>(18:00-9:00) | 土日祝祭日<br>日勤帯<br>(9:00-18:00) | 土日祝祭日<br>深夜帯<br>(18:00-9:00) | 年末年始の<br>全ての時間<br>(12/30-1/3) |
|---|----------------------|-----------|---------------------------|------------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| 1 | 下記の<br>基本項目<br>+項目 1 | ¥6,000/時間 | ¥7,500/時間                 | ¥6,600/時間                    | ¥8,100/時間                    | ¥8,100/時間                     |
| 2 | 下記の<br>基本項目<br>+項目 2 | ¥7,000/時間 | ¥8,750/時間                 | ¥7,700/時間                    | ¥9,450/時間                    | ¥9,450/時間                     |

| 基本項目   |   | 項目 1   |  | 項目 2  |   |
|--|---|--|--|---|---|
| 散歩<br>通院<br>食事介助<br>洗面介助<br>入浴介助<br>体位変換<br>移動介助<br>診療介助 | 清潔ケア全般<br>排泄介助<br>(おむつ交換)<br>バイタルサイン<br>測定<br>ご家族への技術<br>指導 | 内服管理<br>血糖測定<br>浣腸<br>摘便<br>口鼻腔吸引<br>吸入<br>ガーゼ交換<br>採血 | 導尿<br>膀胱留置カテーテル<br>管理<br>点滴<br>注射<br>経鼻チューブ管理<br>リハビリ介助<br>(呼吸ケア含む)<br>褥瘡処置等 | 人工肛門<br>排液チューブ管理<br>胃ろう管理<br>腸・腎・膀胱ろう管理<br>永久気管孔<br>気管カニューレ管理 | 人工呼吸器管理<br>中心静脈栄養<br>管理<br>在宅酸素療法<br>がん終末期等 |

② その他実費費用

|        |               |         |
|--------|---------------|---------|
| エンゼルケア | 死後の処置料として     | 20000 円 |
| 物品の提供料 | オムツ等の看護・介護材料費 | 自費      |
| コピー代金  | 記録簿の複写代金      | 自費      |

【医療保険との関係】

※ 利用者が要介護認定・要支援認定を受けている場合は介護保険を算定します。

ただし、次の場合は、医療保険を算定します。(料金については別紙参照)

- ① 急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要な状態と医師が判断し、特別訪問看護指示書があった場合
- ② 末期の悪性腫瘍、その他厚生労働大臣が定める疾病等

(4) 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

| 交 通 費 | 交通手段による | (実費) 円 |
|-------|---------|--------|
|-------|---------|--------|

介護保険給付対象外サービスの場合は、事業実施地域に関わらず交通費は利用者のご負担になります。

(5) キャンセルについて

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

|                                |        |
|--------------------------------|--------|
| ① ご利用日の前営業日の 18 時までにご連絡いただいた場合 | 無料     |
| ② ご利用日の前営業日の 18 時までにご連絡がなかった場合 | 1000 円 |

※ただし体調や様態の急変など、緊急やむを得ない事情が有る場合は不要とする。

#### (6) 利用料金などのお支払方法について

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月 15 日までに請求しますので、27 日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

①事業所指定口座（尼崎信用金庫またはゆうちょ銀行）への振り込み

②ゆうちょ銀行口座からの自動振替

③現金支払い

※振り込みの場合、振り込みにかかる手数料については利用者負担となります。

### **6 個人情報保護・守秘義務について**

- ① 事業者および事業者に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。
- ② 事業者は、利用者及びその家族の有する問題や、解決すべき課題などについて話し合うためのサービス担当者会議等において、利用者および家族の個人情報を共有するために用いる事を事前に説明し同意を頂きます。
- ③ 事業者は、利用者へより良いサービス提供を継続的に実施する為に、主治医・各種連携機関へサービス提供に関わる情報を提供いたします。
- ④ 事業者は、秘密保持義務について、従業者の離職後もその秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用時に取り決めることとします。

### **7 連携について**

利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医および関係市町村、指定居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、その他地域密着型サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

#### (1) 訪問看護計画書

- ① 事業者は、医師の診断・指示書に基づいて、利用者の病状・心身状況・日常生活全般の状況および希望を踏まえ、看護計画書を作成します。
- ② 事業者は、看護計画書を作成した場合、利用者およびその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- ③ 事業者は、利用者の状態に合わせ看護計画の変更をする場合、計画書の交付にて変更内容を利用者に伝え、同意を確認する事とします。
- ④ 利用者・ご家族の要望に対しても、調査・評価の結果にて変更を要する場合には同様と致します。

#### (2) 居宅介護支援事業所等との連携

- ① 指定訪問看護等の提供にあたり、居宅介護支援事業所および保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明書に基づき作成する「看護計画書」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業所に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業所に送付します。

### **8 サービス提供の記録と保管**

#### (1) 利用者に対する指定訪問看護等に関する次の事項に掲げる記録を整備し、当該指定訪問看護を完結した日から 5 年間保管する。

① 主治医による指示の文書

② 訪問看護計画書、報告書

③ 提供した具体的なサービスの内容等の記録

④ 市町村への通知に係る記録

## (2) サービス提供の記録について

- ①利用者は、事業所の営業時間内に、サービス提供の記録の閲覧および複写物の交付を請求することができます。  
(※複写物にかかる費用については、利用者またはご家族様にご負担頂きます。)
- ②提供した指定訪問看護等に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

## 9 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、速やかに主治医への連絡を行う、救急搬送の要請をする等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡致します。

|                 |                                       |          |
|-----------------|---------------------------------------|----------|
| 主治医             | 病院名                                   |          |
|                 | 主治医氏名                                 |          |
|                 | 連絡先                                   | TEL      |
| 緊急連絡先①          | 氏名                                    | 様 (続柄: ) |
|                 | 連絡先                                   | TEL      |
| 緊急連絡先②          | 氏名                                    | 様 (続柄: ) |
|                 | 連絡先                                   | TEL      |
| 主治医・ご家族などへの連絡基準 | 発熱時・呼吸困難時・疼痛時などの体調不良<br>転倒事故などの外傷事故 他 |          |

## 10 賠償責任

- ①事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴い、明らかなる過失により利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者に故意または過失が無い場合はこの限りではありません。
- ②第1項において利用者の重過失によって当該事故が発生した場合は、事業者が負う損害賠償責任を減じができるものとします。  
事業者は、第1項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

### 【損害賠償がなされない場合】

事業者側に明らかな過失があると認められない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は、不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- ②利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は、不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- ③利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

## 1.1 防止・対策・研修への取り組みについて

### (1) 虐待防止

- ① 事業者は、ご利用者的人権の擁護・虐待防止等のため、指針整備し責任者を設置する等、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。
- ② 事業者は、利用者が青年後見人制度を利用できるよう支援を行います。
- ③ 当該従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ④ 虐待防止のための対策を検討する委員会を年に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ⑤ 事業者は、次の通り虐待防止責任者を定めます。 【責任者：藤井 小春】

### (2) 身体拘束の禁止

当事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

- ① 当事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- ② 当事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
  - ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - ・身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - ・従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

### (3) 認知症ケア

事業所は、利用者の認知症ケアのため、次の措置を講じます。

- ① 認知症に関する十分な知識を習得し、専門性と資質の確保・向上を目的として、従業者へ認知症ケアに関する研修を定期的に実施します。
- ② 認知症高齢者への対応として、総合的なアセスメントを踏まえ、チームケアを統一することで、認知症高齢者のニーズに即した生活支援を行います。
- ③ パーソン・センタード・ケア（いつでも、どこでも、その人らしく）本人の自由意思を尊重したケアを実践します。

### (4) 感染症対策

事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の掲げる措置を講じます。

従業者の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行います。

- ① 事業所の設備および備品等について、衛生管理に努めます。
- ② 事業所における感染症の予防および、まん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
- ③ 事業者における感染症の予防および、まん延防止のための指針を整備しています。
- ④ 従業者に対し感染症の予防および、まん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

#### (5) ハラスメント

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ① 事業者内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

- ② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止を検討します。

- ・従業者に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ・ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

#### (6) 業務継続へ向けた取り組みについて

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に沿って必要な措置を講じます。

- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### (7) 職員の研修について

当事業者は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備します。

- ・採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ・継続研修 年1回以上

### **1 2 暴力団の排除**

事業者及び事業所の管理者が暴力団員等ではありません。その運営が暴力団等の支配を受けません。

事業者は、訪問看護及び介護予防訪問看護の事業活動により暴力団の活動を助成し、又は暴力団の運営に資することのないよう暴力団を排除し、利用者が安心してサービスの利用ができる環境を整備します。

### **1 3 相談・苦情対応**

事業者は、利用者およびその家族からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、事業者が提供した訪問看護のサービスに関する利用者の要望・苦情などに対し、迅速かつ誠実に対応を行います。

### **1 4 本契約に定めのない事項**

- ① 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- ② この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

## **15 裁判管轄**

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

## **16 業所の相談窓口**

### **【相談】**

TEL : 06-6430-2009

担当部署: 訪問看護 メロディナース

担当者: 藤井 小春

受付時間: 午前9:00~午後6:00

### **【苦情】**

TEL : 06-6430-2009

担当部署: 訪問看護 メロディナース

担当者: 中田 美佳

受付時間: 午前9:00~午後6:00

※ご不明な点はお尋ねください。

ご相談については各市区町村でも受付けております。

尼崎市役所 介護保険課 (06) 6415-7142

兵庫県国民健康保険団体連合会 (078) 332-5617

**【事業者】**

住 所： 尼崎市大庄中通1丁目21番  
社 名： 株式会社 メロディ  
代表者： 代表取締役 神田 郁美 印

**【事業所】**

住 所： 尼崎市大庄中通1丁目21番  
事業所名：訪問看護 メロディナース（指定番号 2863090565 尼崎市）

説明者\_\_\_\_\_より、重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

**【利用者】** 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

**【代理人】** 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ (続柄 )